

掛川市告示第 98 号

市有普通財産の貸付料算出基準（平成 18 年掛川市告示第 32 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 10 月 1 日

掛川市長 久 保 田 崇

4 を次のように改める。

4 貸付料の調整

- (1) 土地の貸付料は、消費税を非課税とする。ただし、貸付の内容が消費税法に基づく消費税の課税対象になるものであるとき（貸付期間が 1 月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合）の貸付料は、2 により算定した額に消費税及び消費税相当額を加算した額とする。
- (2) 建物の貸付料は、3 により算定した額に消費税及び消費税相当額を加算した額とする。ただし、住宅の貸付の場合は、非課税とする（貸付期間が 1 月に満たない場合を除く）。

附 則

この告示は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。